

## 仕 様 書

1. 件 名 水素ガスの購入（単価契約）
2. 品名・品質 水素ガス（純度99.9%以上）
3. 使用見込数量 1,400 m<sup>3</sup>
4. 納入場所 秋田市山王7-1-4 秋田地方気象台 気球棟
5. 納入期間 契約の翌日～令和9年3月31日
6. 監 督 発注者が任命する監督職員により作業内容が仕様書に適合するか否かについて監督を行う。
7. 検 査 発注者が任命する検査職員が、検査を実施する。
8. 提 出 書 類
  - （1）契約後、速やかに水素ガス分析試験成績表を提出すること。
  - （2）搬出する際は、搬出年月日と搬出カードル数を明記した書を1部監督職員に提出すること。
  - （3）納入する際は、納入年月日と搬入カードル数、納入した水素ガスの数量を明記した書を1部監督職員に提出すること。
9. 納 入 条 件
  - （1）納入は原則として当台所有のカードルによるものとし、単管ポンベで納入を指示された場合はその指示に従うこと。
  - （2）納入にあたっては、使用済みカードルを一旦搬出し、搬出したカードルに水素ガスを充てんして搬入すること。搬出時期については当台が指示する。
  - （3）カードル搬出後3週間以内に、カードルの搬入準備が整ったことを当台に対して連絡し、当台からの指示により、水素ガス充てん済みカードルを搬入すること。
  - （4）充てん圧力は35℃で14.7MPa（150kgf/cm<sup>2</sup>）とする。その際、カードル及びポンベ内の残留ガスを排出し真空にしてから行うこと。
  - （5）カードルの搬出・搬入時の作業には、水素ガス充てん設備との接続等（耐震固定、パッキン交換など）も含むものとする。パッキンは、受注者が準備すること。
  - （6）カードル1基は単管ポンベ20本を組み込んだもので、容量は140 m<sup>3</sup>、重量は約

1, 500kgである。

- (7) 納入は原則として1回にカードル2基とし、70日に1回程度とする。
- (8) カードルの搬出・搬入作業は気球棟備付けのトロリー付チェーンブロックによるものとし、2名以上で行うこと。
- (9) 納入時には各弁を開いて使用状態とし、本配管の接続部からカードル内の各接続部までのガス漏れの有無を点検すること。ガス漏れの検査用剤は当台で用意する。
- (10) ガス漏れがあった場合は当台係官に報告し、その指示により適切な処置を施すこと。
- (11) カードルを搬出する際は、取り外した接続管の接続部をビニール等で覆い、元弁及び単管の各弁を閉めること。
- (12) 搬出・搬入の作業中に当台の施設等を破損した場合またはカードル搬出から搬入までの間にカードルを破損した場合は、受注者の責任において速やかに原状回復すること。
- (13) 水素ガスの取扱いにあたっては関係法令を遵守し、事故の発生を防止すること。
- (14) この仕様に明記されないことでも当然実施すべきことは実施し、不明な点は当台係官の指示によること。